

令和2年度事業計画

自 令和 2年4月 1日

至 令和 3年3月31日

駐車場の量的充足がほぼ達成しつつあるなか、まちづくり計画と連携した駐車場の配置など都市計画や交通計画を踏まえた駐車場のあり方が求められている。また、情報通信技術などの進展は、駐車場事業に新たなビジネススタイルをもたらし、駐車場事業自体のあり方を変えつつある。

一方、自動車業界は百年に一度の大変革期を迎えつつあるといわれ、CASE、すなわち自動運転、シェアサービス、EVなどの話題が日々報じられ、また、移動サービスとしてのMaaSの中に自動車も含むモビリティ全体が組み込まれていく勢いにある。

駐車場が交通の結節点としてどのような進化を求められるか予測が難しいものの、この時代の潮流の中で業界が生き残り、更なる成長を目指すためには、国や東京都等の政策、駐車場に関連する新たな動きを常に注視し即応せねばならず、そのため協会としては、価値ある情報を広く受信し、会員にタイムリーに発信していく必要がある。

また、協会内に新たな風も吹き込み、会員相互の情報交換・意見交換及び相互啓発を活発に行うことが、業界の発展・成長に必ず寄与すると考え、本年度は活動基本方針として下記6つを重点に置き、協会活動を実施していく。

1. 活動基本方針

- (1) 組織活性化の更なる強化（情報交換・意見交換等）
- (2) 広報機能の強化（情報収集・情報発信の強化継続）
- (3) 新規会員の入会促進
- (4) 協会独自事業の推進（駐車場案内標識事業）、全日本駐車協会独自事業に対する協力支援（団体パーキング保険・全日駐規格「汎用（共通）駐車サービス券」）
- (5) 東京都他関係官庁との良好な関係継続及び各種施策への協力（東京オリンピック・パラリンピック駐車場対策等への協力を含む）
- (6) 協会事務局事務所のスムーズな移転の実施

2. 理事会活動

理事会は、4月、5月、7月、11月に定例理事会を開催する。（年4回）

臨時理事会は従来通り必要に応じて開催する。

3. 委員会活動

- (1) 委員会は、総務委員会外、計8委員会をもって構成する。
- (2) 委員会は、理事会の補助機関として協会の直面する課題についてそれぞれ所掌する事項について調査・研究を行なうとともに必要な対応をとる。
- (3) 委員会相互に関する事案については、関係委員会を合同で開催する。
- (4) その他、社会情勢の変化に伴う諸問題等に対応するため、必要に応じ理事会の承認を得て特別委員会を設置する。

4. 組織活動

- (1) 駐車場事業者等に対して、正会員、賛助会員として入会を促す。新たな技術・新たなスタイルで駐車場

ビジネスに取り組む事業者等への勧誘を強化する。

- (2) 組織に新たな風を吹き込むべく、新たな技術・新たなスタイルで駐車場ビジネスに取り組む会員等の協会活動への積極的な参加を促す。
- (3) 各種研修会や見学会等を会員同士の情報交換・意見交換の場として積極的に活用するとともに、ネット等を利用した情報交換・情報発信の場を検討する。
- (4) 駐車場の経営やマネジメントに関するコンサルタントや学識経験者等の紹介、会員相互のマッチング業務を推進する。
- (5) 全日駐が行う団体パーキング保険募集活動に協力し、更なる普及促進に努める。

5. 調査研究活動・技術活動

- (1) 駐車場料金調査については変化しつつある駐車業界の状況に即した調査項目等に見直すと共に、調査経営委員会の議論を反映させ調査分析を更に深めるようにする。(予約駐車対応の調査項目追加等)
- (2) 対外ネットワークを拡大し、駐車業界に関係する新技術・新ビジネスや直面する経営課題などに関する調査研究を行う。主な対象は次の通り。
 - ①情報通信技術等の活用による駐車場関連の新ビジネス
 - ②ETCを含むキャッシュレス対応
 - ③駐車場最新機器、リニューアル事例、駐車場の安全性・セキュリティ対策、バリアフリー対応、環境・景観関連など駐車場事業に関する情報
 - ④CASEやMaaSなどモビリティや駐車場に関連する周辺情報及び新たなフェーズに進んだ段階での路外駐車場やロードサイドの役割変化
 - ⑤海外情報
- (3) 東京都他関係官庁の駐車場関連施策等について情報収集を行う。主な対象は次の通り。
 - ①東京オリンピック・パラリンピック駐車場対策
 - ②駐車場条例、駐車場整備計画、附置義務制度、荷捌き駐車対策、自動二輪車対策、観光バス駐車対策
 - ③バリアフリー対策、駐車場内での事故及び犯罪の防止
 - ④飲酒運転の根絶

6. 教育研修活動

当協会が開催する研修会等について、企画内容の充実に努め、時宜を得た会員に役立つ情報提供を行なう。また、全日駐主催の各種研修会等に積極的に協力する。

7. 広報活動

- (1) 情報収集及び情報発信力を高めることにより、協会の広報機能を強化する。機関誌「PARKING」内の当協会担当ページ「PARKING IN TOKYO」とホームページそれぞれの特徴を生かした有効な情報発信を行い、必要に応じて機関誌・ホームページのブラッシュアップを検討、実施する。また、会員宛て情報提供や連絡手段としてのメールの積極的利用を検討する。
- (2) 東京都他関係官庁による駐車場に関連する各種施策などの情報を逐次会員に発信する。また、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、交通対策・駐車場対策等に協力する。
- (3) 消費税インボイス制度等の駐車場経営に関わる税制等を周知する。

8. 駐車場案内標識設置活動

- (1) 会員及び会員以外の駐車場新規設置者・運営者等に対して、駐車場案内標識事業及び公益財団法人東京都道路整備保全公社による助成金制度の周知を行い、建植の促進につなげる。

(2) 駐車場案内標識建替キャンペーン（令和元年7月～令和2年9月）の一層の周知徹底を図り、設置者による日常点検の実施を促進し、設置後一定の年数を経た標識、損傷が見られる標識の建替を促進する。

9. 関係官庁の推進する施策への協力

東京都他関係官庁と良好な関係を継続し、施策への協力に加え、各種委員会等に参加し、意見具申を行う。

（オリンピック・パラリンピック駐車場対策、駐車場内での事故及び犯罪の防止、飲酒運転の根絶、観光バス駐車対策、駐車対策、千代田区駐車場整備計画等）

10. 全日駐の事業活動に対する協力と参加

上部団体である全日駐が行う事業活動に対し、中核団体として引き続き積極的に協力し、同協会との連携強化を図る。

以上